

郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱

平成 27 年 11 月 30 日制定

令和 5 年 3 月 30 日一部改正

〔政策開発部広聴広報課〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保有個人情報、個人番号及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため、基本的な方針その他必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、本市が所管する保有個人情報等を取り扱う全ての事務に適用する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び郡山市情報セキュリティ要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）の例による。

(法令等の遵守)

第 4 条 保有個人情報等を取り扱う事務に携わる職員（非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。以下単に「職員」という。）は、この要綱その他保有個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守しなければならない。この場合において、法令等には次に掲げるものを含むものとする。

(1) 保有特定個人情報の取扱いに係るもの

ア 番号法

イ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

(2) 保有個人情報の取扱いに係るもの

ア 個人情報保護法

イ 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）

ウ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

エ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

(3) 郡山市情報セキュリティ要綱

(4) 郡山市情報セキュリティ対策基準（平成 15 年 4 月 1 日制定）

(5) 第 9 条の取扱基準

(6) 第 10 条の実施手順

(実施体制)

第5条 市長及びその他の市の機関（以下「市の機関」という。）は、保有個人情報等の適正な取扱いを確保するための体制を整備するとともに、それぞれの役割及び責任を定めなければならない。

（安全管理措置）

第6条 市長等は、保有個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

（適正な収集、保管、利用及び提供並びに目的外利用の防止の措置）

第7条 市長等は、保有個人情報にあっては個人情報を収集したときの取扱目的の範囲内で、個人番号及び保有特定個人情報にあっては番号法に定められた事務に必要な範囲内で、適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった保有個人情報等は速やかに廃棄しなければならない。

2 市長等は、前項に規定する範囲を超えた目的外の利用を防止するための措置を講じなければならない。

（委託）

第8条 市長等は、保有個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（取扱基準の策定）

第9条 市長等は、保有個人情報等の保護に関して遵守すべき事項及び安全管理措置の統一的な取扱基準を定めるものとする。

（実施手順の策定）

第10条 保有個人情報等を取り扱う課等は、当該保有個人情報等の安全管理措置を具体的に実施するための実施手順を定めなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 第4条に規定する法令等に違反した職員については、当該違反の状況等及びその重大性に応じて、法令又は内部規程等に基づき、厳正に対処するものとする。

（継続的改善）

第12条 市長等は、本要綱及び取扱基準を継続的に見直し、保有個人情報等の安全管理措置の改善に努めるものとする。

2 保有個人情報等を取り扱う課等は、第10条の実施手順を継続的に見直し、保有個人情報等の安全管理措置の改善に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。